大槌町斎場維持管理業務委託プロポーザル審査要領

（目的）

第１　この要領は、「大槌町斎場維持管理業務委託」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

（審査の方法）

第２　契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

（１）　審査委員

審査委員は、「大槌町斎場維持管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」の定めるところによる。

（２）　企画提案、事業実施能力等に関する審査

ア　各項目における点数の合計点は 100 点とする。

イ　審査項目及び配点は、別紙１「大槌町斎場維持管理業務委託審査表」のとおりとする。

（３）　プロポーザル審査の対象

町が別に定める提案書等の関係書類及びプロポーザル提案者からの説明等（プレゼンテーション）とする。

（４）　審査の方法

審査は、別に示す「大槌町斎場維持管理業務委託プロポーザル審査表」のとおり行う。個々の配点は、全ての審査事項において基準配点に以下の評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。配点は小数点第２位以下を四捨五入し、小数点第１位まで求める。

評定	評価区分	配点比率
A	優秀である	配点×1.0
B	満足である	配点×0.8
C	平均的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2
F	実施できない、無記載	配点×0

（５）　契約候補者の決定方法

審査委員会の審査及び協議による合計点で順位を付す。

採点結果に基づき、評価点が１番高かった事業者を最優秀者として、評価が２番目に高かった事業者を次点者として選定する。なお、評価項目において、全委員を通じて評価ランクＥ以下に評価された項目が２つ以上ある提案、あるいは全委員を通じて評価ランクＦに評価された項目が１つ以上ある提案は、評価点が高くても選定しない場合がある。

（６）　複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

（７）　最低基準

次の各号に掲げる項目を最低基準とし、基準を満たさない提案は、原則として選定の対象としない。

① 合計点の平均が６割以上であること。

② 各項目の平均点が０点の項目がないこと。

（８） 応募者が１者の場合又はない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

（その他）

第３ この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和８年 11 月２日から施行する。

大槌町斎場維持管理業務委託プロポーザル審査表

		評価の視点
企画提案	業務に対する基本的な考え方	応募者の経営理念が本業務にふさわしいものか。
		火葬業務の重要性、特殊性を十分に理解しているか。
		故人の尊厳や遺族の悲しみに接する業務であることを十分理解しているか。
	業務体制に関する考え方	安定的に業務体制を維持できる組織及び執行体制であるか。
		業務従事者等、提案内容が実現できる人員体制となっているか。
		会社としての経営基盤は十分であるか。
	業務従事者の教育体制に関する考え方	業務マニュアルの整備、研修方法は確実に業務遂行できる内容であるか。ミスなく確実に業務遂行できる内容であるか。
		個人情報の保護及び適正な管理のために具体的な対応方法が示されているか。
	危機管理に関する考え方	仕様書を踏まえた危機管理に資する提案がなされているか。
		緊急事態発生時に迅速かつ必要十分な体制が構築できる組織能力、バックアップ体制があるか。
	提案者の事業に対する意欲	利用者ニーズの変化に合わせて、新しいことに取り組む姿勢がみられ、サービス向上に資するか。
		利用者等とのトラブルや苦情等の対応方針、対応策は具体的かつ適切な内容か。
実績	業務実績	火葬業務の実績があるか。
価格審査		提案された価格の経済性